

奈良県選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

令和元年十二月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称		所 在 地
新	近畿大学奈良病院	生駒市乙田町一二四八番一
旧	近畿大学医学部奈良病院	